



目 次

第1章	総 則	1 頁
第2章	役員及び会計監査委員	1 頁
第3章	機関及び運営規定	2 頁
第1節	総 会	2 頁
第2節	運 営 委 員 会	2 頁
第3節	役 員 会	3 頁
第4節	学年・推薦委員会	3 頁
第5節	専 門 委 員 会	3 頁
第4章	会 計	4 頁
第5章	慶 弔 及 び 表 彰	4 頁
第6章	付 則	4 頁
	東希望が丘小学校 PTA 個人情報に関する取り扱い	6 頁
	細 則	8 頁
第1章	役員推薦委員会	
第2章	慶 弔	

第 1 章 総 則

第 1 条 名称と事務所

この会は、横浜市立東希望が丘小学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

第 2 条 目的

この会は、父母と教職員が緊密に協力して、家庭、学校、地域社会における児童の福祉を増進し、さらに会員相互の教養とその資質を高めることを目的とする。

第 3 条 事業

この会は、次の事業を行う。

- (1) 学校運営上協力を必要と認める事業
- (2) 児童福祉の発展に必要な事業
- (3) 児童の環境改善のための事業
- (4) 児童の保健衛生のための事業
- (5) その他必要な諸事業
- (6) 会員相互の教養資質を高めるための事業

第 4 条 組織

この会は、本校児童の父母、またはそれに代わる保護者、並びに在職する教職員を会員とし組織する。

第 2 章 役員及び会計監査委員

第 5 条 役員及び会計監査委員の構成

この会は、次の役員及び会計監査委員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、会計 2 名（父母 1 名、教職員 1 名）、書記 3 名（父母 2 名、教職員 1 名）、地域担当役員 1 名、会計監査委員 2 名。ただし、会長が認めるところにより、役員の人数は増減できるものとする。

第 6 条 役員及び会計監査委員の選出

役員及び会計監査委員の選出は第 3 章第 1 節に定める総会で行い、候補者の選出は細則で定め、役員推薦委員会を設けてこれを行う。

第 7 条 役員及び会計監査委員の任務

役員及び会計監査委員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務一般を統轄するとともにその責任を負う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 会計は、会の会計処理並びに財産の管理に当たる。
- (4) 書記は、この会の各種集会の記録、並びに、この会の活動に関する重要事項を正確に記録し、保管する。また、他団体との通信や記録、書類の保管に当たり、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- (5) 地域担当役員は、希望が丘東地区社会福祉協議会の常任理事として同団体が求める会議や行事に出席する。また、状況によりその他の地域活動に参加することもある。

- (6) 会計監査委員は、年2回、会の会計を監査する。その他必要に応じて臨時に監査をし、その結果を総会において報告する。
- (7) 役員及び会計監査委員は、他の役員、会計監査委員及び運営委員を兼任できない。

第8条 役員及び会計監査委員の任期

会長及び会計監査委員の任期は、4月1日から2ヶ年とする。また、会長以外の役員の任期は、4月1日から3月末日までの1ヶ年とする。ただし、会長を含めた役員及び会計監査委員について、立候補による再任希望がある場合、役員推薦委員会の判断を踏まえ、再任を妨げない。また、3月と4月は、新旧役員が同時に活動する事を可とする。なお、欠員が生じた時は、必要に応じ運営委員会で補選し、前任者の在任期間とする。

第3章 機関及び運営規定

第9条 この会は次の機関を置く。

総会／運営委員会／役員会／学年・推薦委員会／専門委員会

第1節 総 会

第10条 総会は、この会の最高決議機関であって、全会員で構成する。

第11条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 会の活動方針及び予算決算に関する事
- (3) 役員及び会計監査委員の選出に関する事
- (4) 財産の管理、処分に関する事
- (5) その他運営委員会で必要と認めた事

第12条 定期総会は、毎年2回、年度始と年度末に会長が招集し、それぞれ次の事項を審議する。

- (1) 会の活動方針及び予算決算に関する事（年度始）
 - (2) 役員及び会計監査委員の選出に関する事及び会の年間活動報告に関する事（年度末）
- ただし、運営委員会の決議、または全会員の3分の1以上の要求があった時は、会長は臨時に総会を招集しなければならない。臨時総会及び年度末総会は、書面による開催も可とする。また、以下のやむを得ない場合に限り、年度始総会についても書面での開催を可とする。

・天災地変化などの自然災害により学校が臨時休校となった場合

・その他不可抗力により集合による開催が困難な場合

第13条 総会は、全会員の3分の1以上の出席（委任も含む）で成立する。会員の特別の事情のある限り委任を認める。ただし会員以外の代理は認めない。

第14条 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成で決める。ただし規約の改正は、出席会員の3分の2以上の賛成で決める。

第2節 運営委員会

第15条 運営委員会は、この会の執行機関であって、次のように構成し、総会に対する議案の作成、決議の執行等、会の日常業務を遂行し、総会に対し責任を負う。

(構成員)

役員／学年・推薦委員長／各専門委員長／校長／副校長／教職員（学年主任、専門委員会代表）

第16条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関でもあり、軽微な事項については、会の決定をもって総会決議と代えることもできる。ただしこの場合、次期総会において報告承認を求めるものとする。

第17条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席委員の過半数で決める。委任及び代理も認める。

第18条 運営委員会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。会長がこれを招集する。

第3節 役員会

第19条 役員会は、役員及び校長、副校長で構成し、この会の運営に必要な事項、もしくは、総会、運営委員会で付託された事項について協議執行するため、必要に応じて会長が招集する。

第4節 学年・推薦委員会

第20条 学年・推薦委員会は、各学年より選出される学年・推薦委員により構成し、学年担任の教職員との連絡調整を行う他、PTA、学校行事への参加と協力、役員及び会計監査委員の推薦活動を行う。

第21条 学年・推薦委員は、所定の日時に学年ごとに2名選出し、委員顔合わせにおいて委員長、副委員長を互選する。ただし、新1年生の学年・推薦委員は、毎年4月に2名を選出する。

第5節 専門委員会

第22条 専門委員会は、環境・保健給食委員会、広報委員会、校外委員会とする。

第23条 環境・保健給食は各学年より3名、広報、校外の各委員会は、各学年より2名の委員を選出する。

第24条 校外委員は、登校地区ごとに、児童数及び地区の状況に応じた人数を選出する。

第25条 環境・保健給食、広報の各委員会は、2月の専門委員選出日に委員長、副委員長を互選する。ただし、新1年生の環境・保健給食、広報の各委員は、毎年4月に環境・保険給食は各3名、広報は各2名を選出する。

第26条 校外委員会は、委員決定後の初回の会合において、委員長、副委員長を互選する。

第27条 各専門委員会は必要により開催する。

第28条 各専門委員会の任務は次の通りとする。

【環境・保険給食委員会】

- (1) PTA花壇の維持及び学校環境の整備
- (2) 児童福祉事業の企画立案並びに実施に関する事項
- (3) 学校保健給食運営上協力を必要とする事項
- (4) その他必要な事項

【広報委員会】

- (1) 会員に対する広報業務企画立案並びに実施に関する事項
- (2) 会報の編集及び発行
- (3) その他必要な事項

【校外委員会】

- (1) 児童の校外における安全対策
- (2) 各町内会、自治会等の諸団体との連携を図る
- (3) その他必要な事項

第4章 会 計

第29条 この会の経費は、会費、寄付金、事業収入、その他の収入によってこれに充てる。

第30条 会費は、月額350円とする。ただし在学児童2人以上の場合は1人増すごとに100円を増額する。事情により会費を減免することができる。

第31条 この会の予算は、総会に提案し承認を得なければならない。ただし予算を補正する場合は、そのつど運営委員会に提案し承認を得て、次の総会の追認を受けなければならない。

第32条 この会の決算は、総会に報告し、承認を得なければならない。ただし、毎年9月末日をもって中間決算を行い、運営委員会に対し報告を行わなくてはならない。

第33条 この会の会計年度は4月1日から始まり、3月末日までとする。

第34条 この会の年度末決算報告は、会計監査委員による証明書を添付しなければならない。

第5章 慶弔及び表彰

第35条 会員及び家族の慶弔にあつては、細則2章により慶弔金を贈る。ただし会員及び会員外で特別の慶弔に該当する場合は役員会の承認を得る。

第36条 この会の発展または事業に功労のあつた人に対しては、運営委員会の承認を得て、表彰、感謝状、記念品を贈ることができる。

第6章 付 則

第37条 この会は、学校の行政管理に干渉するものではない。

第38条 この規約に定めない事項、および解釈に疑義を生じた時は、そのつど運営委員会で説明する。

第39条 学年・推薦委員及び各専門委員会の委員の任期は、規約第8条に準ずるものとする。

第40条 この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については「個人情報に関する取扱い」に定め運用するものとする。

付則 この規約は、昭和42年5月14日より実施する。

規約一部改正	昭和44年	4月26日	規約一部改正	平成24年	4月	1日
規約一部改正	昭和45年	2月7日	規約一部改正	平成24年	12月	1日
規約一部改正	昭和53年	4月1日	規約一部改正	平成28年	3月	8日
規約一部改正	昭和61年	4月1日	規約一部改正	平成30年	1月	9日
規約一部改正	平成2年	4月1日	規約一部改正	平成30年	4月	20日
規約一部改正	平成5年	4月24日	規約一部改正	令和2年	2月	1日
規約一部改正	平成20年	4月30日	規約一部改正	令和2年	5月	22日
規約一部改正	平成21年	11月19日	規約一部改正	令和4年	3月	31日

横浜市立東希望が丘小学校 PTA 個人情報に関する取扱い

東希望が丘小学校 PTA 役員会決定

東希望が丘小学校 PTA 規約第 6 章 第 40 条に基づき、「東希望が丘小学校 PTA 個人情報に関する取扱い」を以下のとおり定める。

(目的)

第 1 条 東希望が丘小学校 PTA 個人情報に関する取扱いは、東希望が丘小学校 PTA (以下「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、本会業務の円滑な運営を図るとともに、会員の権利利益の保護をすることを目的とする。

(義務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めることとする。

(定義)

第 3 条 本取扱いに規定する個人情報とは、「PTA 登録カード」などにより会員から同意を得て本会に提出された書類等により、個人が特定される事項とする。

(同意の取消)

第 4 条 会員は、前条に基づき提供に同意した場合であってもその後の事情により個別の項目又はすべての項目について同意を取り消すことができる。

2 前項の申し出があった場合、PTA 会長は速やかに個人情報を廃棄又は削除しなければならない。ただし、会員名簿等を通じて既に会員に配付しているものについては、関係者に削除の連絡をする等、できる限り当該個人情報の廃棄又は削除に努めれば足りることとする。

(利用目的の限定)

第 5 条 取得した個人情報は、PTA 活動及び活動における連絡調整のために利用する。

(個人情報の管理体制及び廃棄)

第 6 条 個人情報は会長及び会長が指定する本会役員が適正に管理する。

2 児童の卒業、転向等により不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者への提供)

第 7 条 個人情報は会員本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- ③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(改正手続き)

第8条 本取扱いの改正は、本会役員会が行い、会員に周知すること。

(その他)

第9条 その他本会における個人情報の取扱いに関しては、「個人情報の取扱いの留意点」を参考にすること。

細 則

第 1 章 役員推薦委員会

第 1 条 役員推薦委員会（以下推薦委員会という）は、規約第 6 条に基づいて定め、その構成は、運営委員会代表 1 名、学年・推薦委員（各学年ごとに 2 名）、教員代表 1 名とする。教員代表の選出は学校に一任する。

第 2 条 推薦委員会は、次期四役と地域担当役員及び会計監査委員の推薦候補者を選出する。

第 3 条 推薦委員会の活動開始時に、その構成員より、推薦委員長、副委員長を選出する。

第 4 条 推薦委員会の運営と手続きは、次の通りとする。

【推薦委員会の運営】

- (1) 委員会は、3 分の 2 以上の出席で成立し、委任や代理は認めない。
- (2) 委員会の傍聴はできない。
- (3) 委員は、役員及び会計監査委員の候補者となることはできない。
- (4) 委員は、委員会の議事内容を漏らしてはならない。

【推薦候補者の選出方法】

- (1) [立候補の届け出]
会長、副会長、書記、会計、地域担当役員、会計監査委員に立候補しようとする人は、推薦委員長に届け出る。
- (2) [推薦候補者の届け出]
候補者の有無にかかわらず、推薦委員は、全会員の中から役職別に候補者を推薦し、推薦委員長に届け出る。
- (3) [候補者の選出]
役職別に投票を行い、高点順に選出し、本人の承諾を得る。
- (4) [結果報告]
推薦委員長は、その結果を全会員に知らせる。
- (5) [推薦委員会の解散]
推薦委員会は、総会における役員及び会計監査委員の選出の議決と同時に解散する。

第 2 章 慶 弔

第 1 条 慶弔の種別と金額は次の通りとする。

項目	会 員		教 職 員	
	本 人	父 母 在学児童	本 人	家 族 (父母、配偶者子女)
死亡弔慰金	5,000 円と 花輪（生花）	5,000 円と 花輪（生花）	5,000 円と 花輪（生花）	5,000 円と 花輪（生花）
結婚祝い金			5,000 円	
そ の 他	病気、けが、その他については、第 3 8 条ただし書きを適用			